

環境影響評価に係る最近の動向

令和3年10月12日

産業保安グループ 電力安全課

- 1. 再エネ発電設備の環境アセスメントの適正化に向けた検討について
(第6回電力安全小委員会電気保安制度WG 資料2 (抜粋、一部修正))**
2. 環境影響評価法施行令の改正について
(風力発電の規模要件変更に係る経過措置)
3. 最近の審査状況について

(1) 風力発電所に係る環境アセスメントに関する規模要件の見直しについて

- 法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、最新の知見に基づき、適正な規模を検討することが必要。
- 規模要件の見直しの具体的考え方として、風力発電所は、設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定。面的事業の100haをメルクマールとしつつ、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという事業特性も踏まえて、より厳しい50ha相当の出力規模を設定。この考え方に基づき、評価書手続が終了した46事業について分析した結果、**第一種事業の適正な規模要件は5万kW以上**となった。

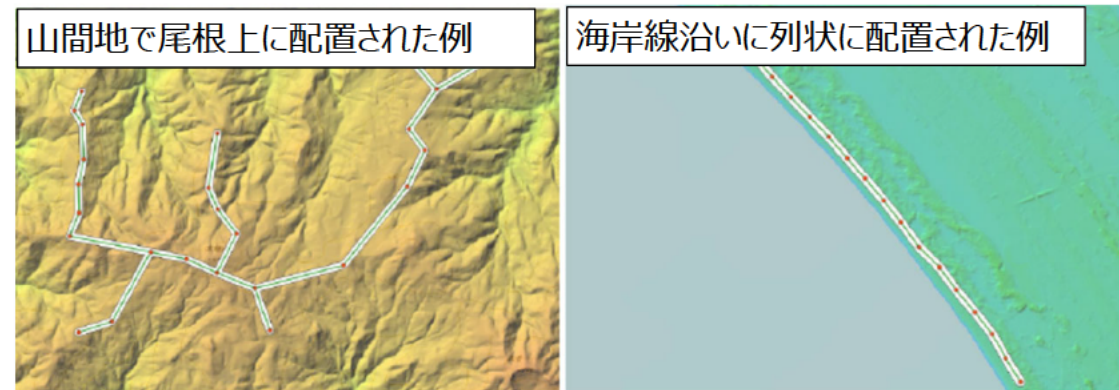
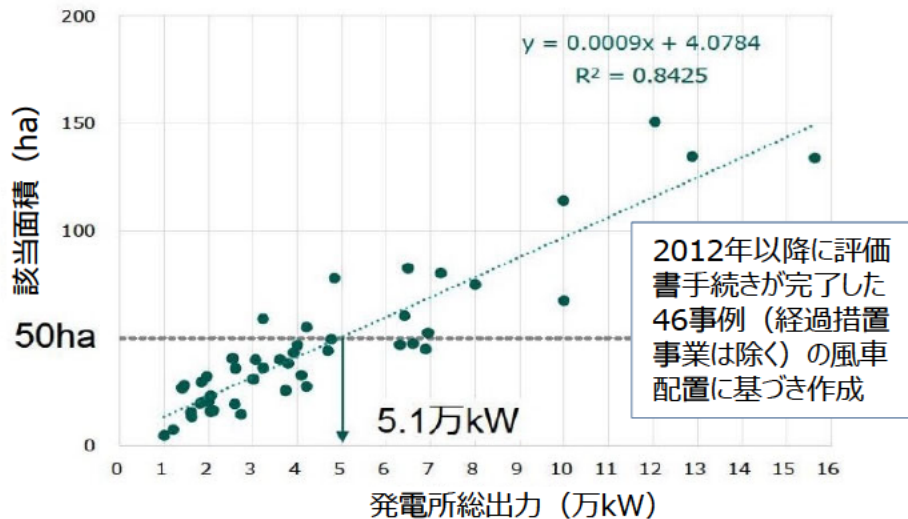
→ 所要の法制上の措置を迅速に講じる。

(改正環境影響評価法施行令 令和3年10月4日公布、令和3年10月31日施行(詳細は5ページ参照))

- 法対象とならない事業に対しては、地域の実情に応じて、条例による適切な手当がなされるよう、国として必要な支援を行うこと、また、引き続き、風力発電の特性に応じた環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方について検討する必要がある(次ページ参照)。

線的事業とみなした面積※と風力発電所の総出力の関係

※列状に配置された各設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲



(2) 検討課題とスケジュール

- 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、**効果的・効率的なアセスメントの運用強化**について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。
 - ① **環境影響評価図書の継続的公開の徹底**（地域とのコミュニケーション促進、事業の信頼性向上）
 - ② **さらなるスコーピング機能の強化**（立地特性や事業特性に応じたメリハリある環境影響評価の促進）
 - ③ **事後調査の強化とその成果の活用**（環境影響評価の不確実性を補い、環境影響に係る知見を蓄積し、その活用の取組を推進）
 - ④ **環境情報の提供とゾーニングの促進**（環境情報の収集・提供を強化し、環境影響の未然防止のための適切な立地誘導、保全措置に係る取組を推進）

→ **令和3年度から運用に反映**
- 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る**制度的対応の在り方**について迅速に検討・結論を得る。
 - ① **より幅広いスクリーニングの導入**（規模によらず立地等により大きな環境影響が懸念される事業を適切にふるいにかけてアセスメント手続を実施する幅広いスクリーニングの導入）
 - ② **簡易かつ効果的なアセスメント手続きの導入**（現行法の手続よりも簡素化された手続とするなど、環境影響の程度に見合った形のアセスメント手続の導入）

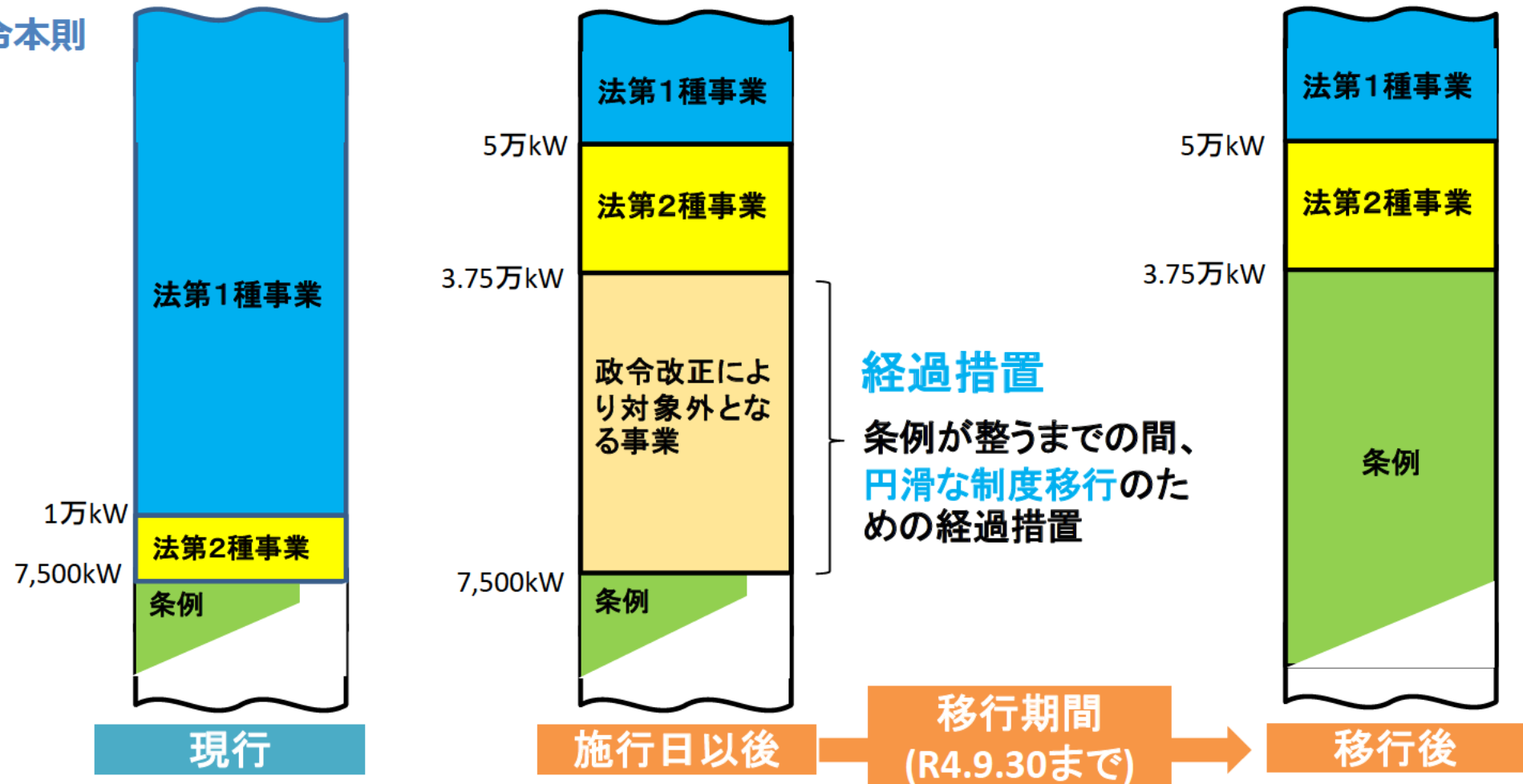
→ **令和3年度に検討を開始、令和4年度結論**

1. 再エネ発電設備の環境アセスメントの適正化に向けた検討について
(第6回電力安全小委員会電気保安制度WG 資料2 (抜粋、一部修正))
2. **環境影響評価法施行令の改正について**
(風力発電の規模要件変更に係る経過措置)
3. 最近の審査状況について

環境影響評価法施行令の改正について（風力発電の規模要件変更）

- 「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、環境影響評価法施行令を改正し、**法に基づく環境アセスの対象となる風力発電の規模要件を1万kW→5万kW（第1種事業：全事業に対して環境アセスを実施）、0.75万kW→3.75万kW（第2種事業：環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもののみ環境アセスを実施）に引き上げ。**
- **本年10月31日施行**のところ、地域の実情に合わせて条例整備を行う必要があるため、**今般の改正で対象外となる0.75万kW-3.75万kWについて、経過措置（～令和4年9月30日）を設ける**予定。

政令本則



環境影響評価法施行令の改正における経過措置について

- **経過措置における手続**：関係都道府県知事の意見を踏まえ、法に基づく環境アセス手続の要否を経済産業大臣が判定し、法に基づく環境アセス手続が**必要と判断される場合は、対象事業とみなして環境影響評価法及び電気事業法を適用する**。なお、判定を経ず、**方法書から環境アセス手続を開始することも可能**。
- 現行の第2種事業と類似の手続だが、法制的な理由により、既存の規定とは独立した規定として設けるため、経済産業省令で定めることとしているものについて**省令を新規制定**し、また、**内規**の整備を行う。

政令附則

| 手続開始時期 | 施行日前 (～R3.10.30) | 経過措置期間中 (R3.10.31～R4.9.30) | | 経過措置期間終了後 (R4.10.1～) |
|--------------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 事業実施（着工）時期 出力規模 | 施行日・経過措置との前後問わず | 経過措置期間中 (R3.10.31～R4.9.30) | 経過措置期間終了後 (R4.10.1～) | 経過措置期間終了後 (R4.10.1～) |
| 5万kW- | 第一種 第2条 | 第一種 | 第一種 | 第一種 |
| 3.75万kW- | 第一種（継続） | 第二種 第3条 | 第二種 第4条 | 第二種 |
| 1万kW- | 第一種（継続） | 経過措置（義務） | 経過措置（可能） | 対象外 |
| 7,500kW- | 第二種（継続） | 経過措置（義務） | 経過措置（可能） | 対象外 |

附則第1条：施行期日をR3.10.31とする。

附則第2条：0.75万kW～5万kWで既に環境アセス手続に着手済のものはなお従前の例による（継続）。

附則第3条：0.75万kW～3.75万kWでR3.10.30までに環境アセス手続に未着手であり、R4.9.30までに事業を実施（着工）しようとするものは経過措置における手続を経なければならない。

附則第4条：0.75万kW～3.75万kWでR3.10.30までに環境アセス手続に未着手であり、R4.10.1以降に事業を実施（着工）しようとするものは経過措置における手続を経ることができる。

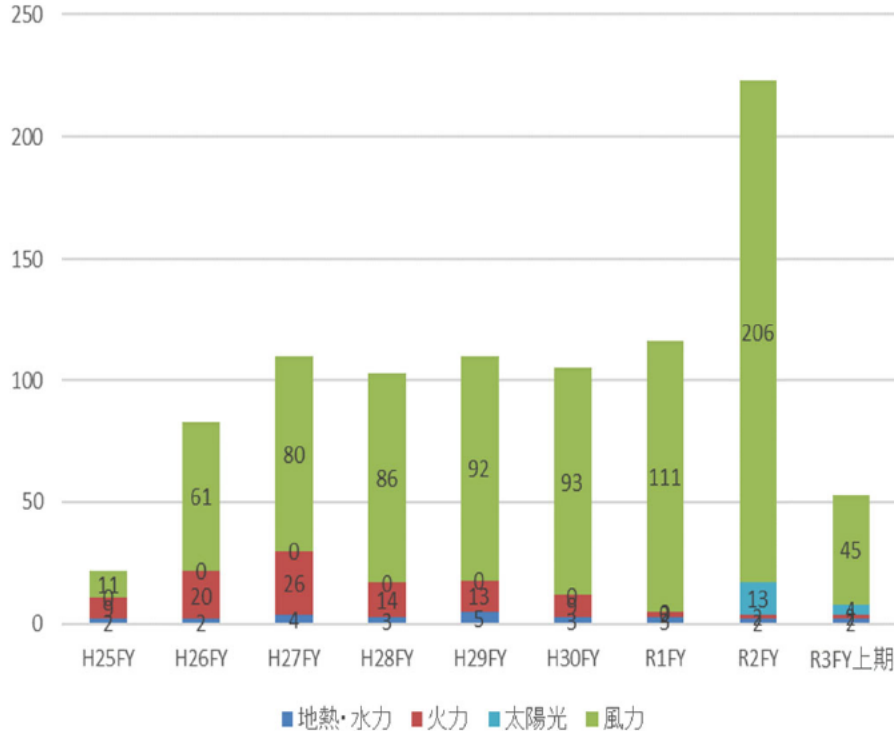
附則第5条：施行前にした行為に対する（電気事業法に定める）罰則はなお従前の例による。

1. 再エネ発電設備の環境アセスメントの適正化に向けた検討について
(第6回電力安全小委員会電気保安制度WG 資料2 (抜粋、一部修正))
2. 環境影響評価法施行令の改正について
(風力発電の規模要件変更に係る経過措置)
3. **最近の審査状況について**

最近の審査状況について

- 平成24年10月 風力発電所を環境影響評価法の対象事業に追加したことにより、発電所の環境影響評価図書（以下、アセス図書）の届出件数が増加。令和2年4月太陽電池発電所を追加。
- また、近年の再エネ拡大策等を受けて、**風力発電所のアセス図書の届出件数が年々増加**。
- 令和2年度届出件数は、地熱2件、火力2件、太陽電池13件、風力206件。
- 令和3年度（上期）の届出件数は、地熱2件、火力2件、太陽電池4件、風力45件。

①アセス図書全体の届出件数



②風力アセスの各段階の届出件数

